

改正

令和2年2月3日訓令第1号

上富良野町職員の懲戒処分等に関する訓令

上富良野町職員の懲戒処分に関する訓令（平成18年上富良野町訓令第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、上富良野町職員（以下「職員」という。）の非違行為に対する懲戒処分並びに訓告及び厳重注意（以下「懲戒処分等」という。）の措置を公正かつ厳正に行うため、標準的な処分量定の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）をいう。

（2）交通法規 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。

（懲戒処分等を行う範囲）

第3条 懲戒処分等は、職員の職務上における非違行為のほか、職務外における非違行為についても適用する。

2 職員を懲戒処分等に付する場合において、当該職員に対して教唆し、又は幫助して非違行為を発生させた職員は、当該職員に準じて懲戒処分等を行うものとする。

（懲戒処分等の種類）

第4条 地方公務員法第29条第1項の規定に基づき職員の非違行為に対して行う懲戒処分は、当該各号に定めるところによる。

（1）免職 職員を懲罰として勤務関係から排除する処分

（2）停職 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年上富良野町条例第3号。以下「条例」という。）第4条に規定する一定期間、職員を懲罰として職務に従事させない処分

（3）減給 条例第3条に規定する一定期間、職員の給料（給料を計算の基礎とする各種手当を除く。）の一定割合を減額して支給する処分

（4）戒告 職員の非違行為の責任を確認し、その将来を戒める処分

2 職員の行った非違行為のうち、その態様等が軽微であり、懲戒処分に至らない程度の行為であっても、当該非違行為を行った職員に対し、非違行為の内容及び対応に関する文書の提出を求めるとともに、その責任の確認と反省を促し戒めるため、文書により訓告又は厳重注意の措置を行うものとする。

（非違行為の報告）

第5条 職員は、公務中又は公務外に関わらず、次の各号に掲げる非違行為を起こしたときは、それぞれ同号に定める報告書により、速やかに所属長に報告しなければならない。ただし、当該職員が報告することができない場合にあっては、事実を確認した他の職員が当該非違行為を起こした職員に代わって報告しなければならない。

（1）交通事故又は交通法規違反 交通事故（交通法令違反）報告書（別記様式第1号）

（2）前号以外の非違行為 非違行為報告書（別記様式第2号）

2 前項の規定により職員から報告を受けた所属長は、その内容を速やかに町長に報告しなければならない。

（審査の基準）

第6条 懲戒処分等の審査は、上富良野町職員行政処分審査委員会規則（平成18年上富良野町規則第33号）の規定に基づく審査委員会で行い、次条に定める標準的な処分量定の基準を参考に次に掲げる情状等を考慮のうえ、判断するものとする。

（1）非違行為の動機、態様及び結果

（2）故意又は過失の程度

（3）非違行為を行った職員の職責と非違行為との関係

（4）他の職員及び社会に与える影響

- (5) 過去の非違行為歴
 - (6) 日頃の勤務態度
 - (7) 非違行為後の対応
- (懲戒処分の基準)

第7条 職員の非違行為に対して行う懲戒処分等の標準的な処分量定の基準（以下「処分基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法に関するもの
 服務義務違反等懲戒処分の量定基準（別表第1）による。
- (2) 交通法規に関するもの
 交通法規違反等懲戒処分の量定基準（別表第2）による。

2 前項の処分基準に掲げられていない非違行為については、当該処分基準に掲げる取扱いに準じて、当該非違行為に対する懲戒処分等を判断するものとする。

(処分の併合等)

第8条 職員が行った行為が2以上の懲戒事項に該当する場合は、その重きにより処分する。

2 職員が行った2以上の行為がそれぞれ懲戒事項に該当する場合は、併合して処分する。

(情状等による処分の加重又は軽減)

第9条 職員の非違行為に次に掲げる事由があるときは、標準的な処分量定にかかわらず、加重又は軽減して処分することができる。

- (1) 加重することができる事由
 - ア 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
 - イ 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるとき。
 - ウ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
 - エ 過去2年以内に非違行為を行ったことを理由として懲戒処分等を受けたことがあるとき。
 - オ 過去5年以内に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分等を受けたことがあるとき。
 - カ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。
 - キ 非違行為の事実を隠ぺいしたとき。
- (2) 軽減することができる事由
 - ア 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
 - イ 非違行為の程度が軽微である等特別の事情があるとき。
 - ウ 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

2 前項の規定による軽減又は加重に基づく処分等の種類は、概ね次表の例によるものとする。

懲戒処分等	軽減する場合	加重する場合
免職	停職又は減給6月	
停職	減給	免職
減給	戒告	停職
戒告	訓告	減給
訓告	嚴重注意	戒告
嚴重注意	不問	訓告

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。
- (上富良野町職員事件事故審査委員会規程の廃止)
- 2 上富良野町職員事件事故審査委員会規程（平成18年上富良野町訓令第9号）は、廃止する。

附 則（令和2年2月3日訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

服務義務違反等懲戒処分の量定基準

1 標準例

処分事由（非違行為の種類）		標準的な処分量定	
1 一般服 務業務処 理関係	(1) 欠勤	ア 正当な理由なく過去1年間に2日以内の間勤務を欠いた場合	減給又は戒告
		イ 正当な理由なく過去1年間に3日以上10日以内の間勤務を欠いた場合	減給
		ウ 正当な理由なく過去1年間に11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合	停職又は減給
		エ 正当な理由なく過去1年間に21日以上の間勤務を欠いた場合	免職又は停職
	(2) 遅刻・早退	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合	戒告
	(3) 休暇等の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合	減給又は戒告
	(4) 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、又は職務遂行にあたって上司の命令に従わない等により公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
	(5) 職場内秩序を乱す行為	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合	停職又は減給
		イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合	減給又は戒告
	(6) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	減給又は戒告
(7) 違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は本町の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合	減給又は戒告	
	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	免職又は停職	
(8) 秘密漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	免職又は停職	
	イ アの場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合	免職	
	ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒告	
(9) 政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合	戒告	
(10) 兼業の承認等を得る手続の怠忽	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った場合	減給又は戒告	

	(11) 入札談合等に関する行為	入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合	免職又は停職
	(12) 個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合	減給又は戒告
	(13) セクシュアル・ハラスメント	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為をした場合	免職又は停職
		イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合	停職又は減給
		ウ イの場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
		エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	(14) パワー・ハラスメント	ア 職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えた場合又は職場環境を悪化させた場合	減給又は戒告
		イ アの場合において、精神的・身体的苦痛を与えることにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	停職又は減給
	(15) その他のハラスメント	ア セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのほか、本人の意図にかかわらず、人格と尊厳を傷つける言動により、不利益や不快感を繰り返し与えた場合	減給又は戒告
		イ アの場合において、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	停職又は減給
	(16) 不適正な業務処理	ア 不適正な業務処理により公務の運営に支障を与えた場合	戒告
		イ アの場合において、職務の怠慢による場合又は職務命令に従わず、同様の不適正な業務処理を繰り返し行い、公務の運営に重大な支障を与え、又は重大な損害を与えた場合	減給
2 公金・公物取扱い関係	(1) 横領	公金又は公物を横領した場合	免職
	(2) 窃取	公金又は公物を窃取した場合	免職
	(3) 詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた場合	免職
	(4) 紛失	公金又は公物を紛失した場合	戒告
	(5) 盗難	重大な過失により公金又は公物を盗難により亡失した場合	戒告
	(6) 公物損	故意に職場において公物を損壊した場合	減給又は戒告

	壊		
	(7) 失火	過失により職場において公物の出火を引き起こした場合	戒告
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合	減給又は戒告
	(9) 公金公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした場合	減給又は戒告
	(10) コンピュータの不適正使用	ア 職務に関連のないWEB閲覧や私用メールなど職場のコンピュータを不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
		イ パスワード等を業務に関係しない職員以外の第三者に提供し、コンピュータシステムに対しての不正なアクセス等を幫助した場合	停職又は減給
3 公務員倫理関係	(1) 収賄	職務に関し賄賂を受容し、又はその要求若しくは約束をした場合	免職
	(2) 利害関係者からの利益供与	利害関係者から金銭・物品の贈与、供応接待、遊戯・旅行その他の利益供与を受けた場合	停職、減給又は戒告
4 公務外非行関係	(1) 放火	放火をした場合	免職
	(2) 殺人	人を殺した場合（正当防衛を除く）	免職
	(3) 傷害	人の身体を傷害した場合（正当防衛を除く）	停職又は減給
	(4) 暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合	減給又は戒告
	(5) 器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	減給又は戒告
	(6) 横領	ア 自己の占有する他人の物を横領した場合	免職又は停職
		イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合	減給又は戒告
	(7) 窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した場合	免職又は停職
		イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職
	(8) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	免職又は停職
	(9) 賭博	ア 賭博をした場合	減給又は戒告
		イ 常習として賭博をした場合	停職
	(10) 麻薬・覚せい剤等の所持等	麻薬・大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした場合	免職
(11) 酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合	減給又は戒告	
(12) 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職又は停職	
(13) 痴漢行	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場	停職又は減給	

	為	合	
	(14) 盗撮行為	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	停職又は減給
	(15) ストーカー行為	特定の人に対する好意の感情又はその好意がかなわなかったことに対する怨念の感情によりつきまとい等の行為を繰り返し行った場合	免職又は停職
5 監督責任関係	(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合	減給又は戒告
	(2) 非行の隠ぺい又は黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合	停職又は減給

別表第2（第7条関係）

交通法規違反等懲戒処分の量定基準

1 標準例

違反行為の種類	人身事故			物損事故	その他
	死亡事故	重傷事故	軽傷事故		
(1) 酒酔い運転	免職	免職	免職	免職	(左欄に該当しない場合) 免職又は停職 (事情を知らずながら同乗した場合) 免職、停職又は減給
(2) 酒気帯び運転	免職	免職	免職又は停職	免職又は停職	(左欄に該当しない場合) 免職又は停職若しくは減給 (事情を知らずながら同乗した場合) 免職、停職又は減給
(3) 無免許運転	免職	免職	停職又は減給	停職又は減給	(左欄に該当しない場合) 停職又は減給
(4) 速度制限違反					(左欄に該当しない場合)
ア 50km以上	免職	停職	減給	減給	減給
イ 一般30km～49km 高速40km～49km	免職又は停職	停職又は減給	停職又は減給	減給又は戒告	戒告
ウ 一般25km～29km 高速25km～39km	停職又は減給	停職又は減給	停職又は減給	戒告又は訓告	訓告又は嚴重注意
(5) ひき逃げ・当て逃げ	免職	免職	停職又は減給	停職又は減給	
(6) 前歴により免許停止	—	—	—	—	減給又は戒告
(7) 前歴により免許取消	—	—	—	—	停職又は減給
(8) その他の安	停職又は減	停職又は減	減給又は戒	訓告又は戒	訓告又は嚴重注意(公務に限

全運転義務違反	給	給	告	告（公務に限る。）	る。）
(9) 自転車運転の危険行為による2回以上の警告	—	—	—	—	減給又は戒告

備考

- 1 「死亡事故」とは、交通事故が主たる原因となって、24時間以内に死亡者を生じた事故をいう。
- 2 「重傷事故」とは、医師の治療を受け、又は受ける必要があるもののうち、1月以上の治療を要し、又は治療が見込まれる事故をいう。
- 3 「軽傷事故」とは、医師の治療を受け、又は受ける必要があるもののうち、1月未満で治癒し、又は治癒すると見込まれる事故をいう。
- 4 「無免許運転」には、無資格運転及び仮免許運転違反を含む。
- 5 「物損事故」とは、他人の構造物その他の損壊を生じた事故をいう。
- 6 「その他」とは、事故を生じない交通法規違反をいう。
- 7 交通事故は、職員の重大な過失又は不注意による場合で、過失割合が概ね8割以上ある場合とし、事故等の種別によって処分する。
- 8 1～3について、事故後の措置義務違反をした場合は、いずれの場合も免職とする。